

○宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科規程

〔平成22年4月1日  
制 定〕

改正 平成24年4月11日 平成25年2月8日  
平成26年3月5日 平成26年4月9日  
平成27年1月14日 平成27年4月1日  
平成27年6月3日 平成27年7月1日  
平成28年5月11日 平成28年6月1日  
平成29年3月1日 平成30年1月10日  
平成30年4月11日 平成30年5月9日  
令和2年4月8日 令和3年5月14日

(趣旨)

第1条 宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科(以下「研究科」という。)に関する事項は、宮崎大学学務規則(以下「学務規則」という。)に定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第2条 研究科は、修士課程及び博士課程を設置し、次に掲げる目的のもとに、教育研究を行うものとする。

- (1) 修士課程では、専門分野に偏らない幅広い基礎知識の修得を図り、国際的に活躍できる生命科学領域の研究者・教育者を志す人材の養成、家畜防疫対策や人獣共通感染症に関する専門知識を有する畜産関連の人材の養成、合理的・科学的な思考能力を持った専門的医療支援技能者及びその教育者の養成並びに生命科学、医療に関する十分な基礎的知識を有した倫理コンサルタントの養成を目的とする。
- (2) 博士課程では、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、学術文化の継承発展に貢献することを目標とし、医学・獣医学に関する広範な知識に基づいた総合的判断力及び高度な研究能力を備え、技術・知識基盤社会の形成に資する国際的に通用する医学・獣医学研究者並びに高度な研究マインドに裏打ちされた質の高い指導的臨床医及び獣医師を養成することを目的とする。

(研究科長)

第3条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科の専任の教授をもって充て、研究科の校務をつかさどる。
- 3 研究科長に事故があるときは、副研究科長がその職務を代行する。
- 4 研究科長に欠員が生じたときは、改めて選考を行うこととする。
- 5 研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副研究科長)

第4条 研究科に、副研究科長1人を置く。

- 2 副研究科長は、研究科の専任の教授をもって充て、研究科長の職務を助ける。
- 3 副研究科長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、研究科長の任期の終期を超えることはできない。
- 4 副研究科長に欠員が生じたときは、改めて選考を行う。
- 5 副研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第5条 研究科に、宮崎大学大学院医学獣医学総合研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)を置く。

- 2 研究科委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、研究科長が別に定める。

(専攻及びコース)

第6条 研究科の専攻及びコースは、次に掲げるとおりとする。

修士課程

医科学獣医科学専攻 生命科学研究者育成コース  
高度医療関連技師・サービスイノベーション人材養成コース  
生命倫理コーディネーターコース

博士課程



(単位の計算方法)

第18条 単位の計算については、次のとおりとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習・実験・実習及び研究については、30時間の授業をもって1単位とする。

(授業科目履修の認定等)

第19条 各授業科目の履修の認定は、試験又は研究報告により行うものとする。

- 2 前項の試験は、原則として每学期末又は毎学年末に行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない理由のため受験できなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

第20条 各授業科目の成績は、秀、優、良、可、不可の5種の評語をもって表し、それぞれの成績評価基準及び対応する評点について、各教員が定める科目の到達目標に従って次のように定める。なお、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

秀：科目の到達目標に特に優秀な水準で達している（評点：100～90点）

優：科目の到達目標に優秀な水準で達している（評点：89～80点）

良：科目の到達目標に良好な水準で達している（評点：79～70点）

可：科目の到達目標に必要最低限の水準で達している（評点：69～60点）

不可：科目の到達目標の必要最低限の水準に達していない（評点：59～0点）

- 2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。
- 3 不合格の授業科目については、再試験を受けさせることができる。

(成績評価に関する申立て)

第21条 成績評価を受けた者で成績評価に異議がある場合は、原則として、各学期末までに医学部医療人育成課大学院係を通じて研究科長に異議を申し立てることができる。

(コースの変更)

第22条 研究科に在学する者がコースの変更を願い出たときは、選考のうえ許可することがある。

(他大学の大学院における授業科目の履修等)

第23条 研究科長は、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院との協議に基づき、当該他大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した授業科目の単位については、研究科委員会の議を経て、15単位を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。
- 3 研究科長は、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に他大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。
- 4 博士課程における第1項に定める授業科目の履修の期間及び前項に定める研究の期間（以下「派遣期間」という。）は、原則として1年以内とし、やむを得ない事情により1年を超えて派遣期間の延長を要する場合は、通算して2年を限度として許可することができる。
- 5 修士課程における第1項に定める授業科目の履修の期間及び第3項に定める研究の期間（以下「派遣期間」という。）は、原則として6月以内とし、やむを得ない事情により6月を超えて派遣期間の延長を要する場合は、通算して1年を限度として許可することができる。

(学位論文の提出)

第24条 学位論文は、最終年次以降の指定した期日までに提出しなければならない。ただし、博士課程において優れた研究業績を上げた者については、3年次後半の学期以降に提出することができる。なお、詳細については別途定める。

(学位論文審査及び最終試験)

第25条 学位論文審査及び最終試験は、修了に必要な単位の修得又は修得の見込みがあり、かつ、学位論文を提出した者について行う。なお、詳細については別途定める。

- 2 学位論文審査は、審査委員3名（主査1名、副査2名）が行う。なお、詳細については別途定める。
- 3 最終試験は、審査した学位論文及びこれに関連する科目について、前項の審査委員が口頭試問によって行う。
- 4 研究科委員会は、審査委員の報告に基づいて、学位論文及び最終試験の可否を決定するものとする。

(追審査及び追試験)

第26条 研究科を修了予定の者で、学位論文審査及び最終試験を受けなかった者に対し、研究科委員会が特に必要と認めた場合は、追審査及び追試験を行うことがある。

- 2 前項の追試験及び追審査には、前条各項の規定を準用する。
- 3 追試験及び追審査の時期は、研究科委員会においてその都度定める。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第27条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科委員会の議を経て、研究科に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第23条第2項に規定する単位とは別に15単位を超えない範囲で、課程修了の要件となる単位として認めることができる。ただし、第23条第2項の規定による単位数と合わせて20単位を超えない範囲とする。
  - 3 入学前の既修得単位等を勘案した在学期間の短縮については、研究科委員会においてその都度定める。

(休学、復学、退学、除籍及び再入学)

- 第28条 休学、復学、退学、除籍及び再入学については、学務規則の規定を準用する。
- 2 再入学の選考は、研究科委員会で行う。

(研究生及び科目等履修生)

- 第29条 研究生又は科目等履修生として入学することのできる者は、それぞれ次の各号に該当する者とする。
- (1) 研究生は、修士課程においては修士の学位を有する者又は同等以上の研究能力があると認められた者、博士課程においては博士の学位を有する者又は同等以上の研究能力があると認められた者
  - (2) 科目等履修生は、修士課程においては学校教育法第83条に定める大学を卒業した者又は同等以上の研究能力があると認められた者、博士課程においては大学の医学、歯学又は修業年限6年の獣医学若しくは薬学を履修する課程を卒業した者又は同等以上の能力があると認められた者

第30条 研究生として入学を志願する者は研究期間及び研究題目を記載した願書に、科目等履修生として入学を志願する者は履修期間及び履修科目を記載した願書に、それぞれ所定の書類及び検定料を添え、学長に提出しなければならない。

第31条 前条の志願者については、研究科委員会において学力及び能力を検査の上、選考する。

第32条 研究生又は科目等履修生として合格した者は、所定の期日までに入学料を納付し、入学手続きをしなければならない。

第33条 研究生の在学期間は、原則として当該年度1年以内とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

第34条 科目等履修生の在学期間は、原則として履修を許可された当該授業科目の開設期間とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

第35条 科目等履修生は、履修した科目について所定の試験を受けて単位を修得することができる。

第36条 研究科長は、科目等履修生が願い出るときは、単位修得証明書又は科目等履修証明書を交付する。

(特別聴講学生及び特別研究学生)

第37条 学務規則第88条に定める特別聴講学生及び学務規則第89条に定める特別研究学生については、第29条から前条までを準用する。

(外国人留学生)

第38条 外国人で研究科の学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生として入学を志願する者については、前条までの規定によるほか、宮崎大学外国人留学生規程により取り扱う。

(事務)

第39条 研究科に係る事務については、医学部事務部において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に選出される研究科長は、第3条第2項の規定にかかわらず、医学部長とし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。
- 3 この規程の施行後最初に選出される副研究科長の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成24年4月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年2月8日から施行し、平成24年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年1月14日から施行し、平成26年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月11日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月8日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表 1

授 業 科 目		授 業 を 行 う 年 次	単 位 数			必修・選択 の 別	
			講義	演習	実験 ・ 実習		
研究 基盤 共通 科目	社会・医学倫理	1	2			必 必 必 必 必 必	修 修 修 修 修 修
	生体構造学概論	1	2				
	生体機能学概論	1	2				
	病理・病態学概論	1	2				
	人獣共通感染症学概論	1	2				
	基礎細胞生物学	1	2				
研究 基盤 選 択 共 通 科 目	社会環境疫学・医療統計学	1	2			選 選 選 選 選 選 選 選 選 選	択 択 択 択 択 択 択 択 択 択
	研究者のための英語演習	1		2			
	国際交流支援コミュニケーション演習	1		2			
	実験動物学	1	2				
	獣医学概論	1	2				
	臨床薬理・薬剤学	1	2				
	健康スポーツ医学	1	2				
	医療関連法規	1	2				
	医療サービスイノベーション論	1	2				
	医療サービス統計論	1	2				
	医療サービス知識創造論	1	2				
博士 課程 開 講 科 目	サイエンスコミュニケーション特論	1～2	2			選 選	択 択
	先端的医学獣医学特論	1～2	2				
コ ー ス 別 研 究 科 目	生命科学	分子組織細胞生物学演習	1～2		2	選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選 選	択 択 択 択 択 択 択 択 択 択 択 択 択 択 択 択 択 択
	超微形態学演習	1～2		2			
	分子神経科学演習	1～2		2			
	生体制御解析学演習	1～2		2			
	ゲノム科学演習	1～2		2			
	腫瘍ゲノム発生演習	1～2		2			
	生体システム制御学演習	1～2		2			
	細胞情報機能学演習	1～2		2			
	分子生命化学演習	1～2		2			
	蛋白質構造学演習	1～2		2			
	病態医化学演習	1～2		2			
	生体情報制御学演習	1～2		2			
	生理活性ペプチド探索演習	1～2		2			
	循環病理学演習	1～2		2			
	腫瘍細胞生物学演習・実習	1～2		2			
	病原・常在微生物学演習	1～2		2			
	寄生生物学演習	1～2		2			
	免疫生物学演習	1～2		2			
	公衆衛生学演習	1～2		2			
	法医解剖診断学演習	1～2		2			
医療情報学演習	1～2		2				
循環器・腎臓・消化器病学演習・実習	1～2		2				

	病態修復学演習	1～2	2	選	択
	神経・呼吸器・内分泌代謝学演習	1～2	2	選	択
	ウイルス発癌病態解析学演習	1～2	2	選	択
	胆膵疾患病態制御演習	1～2	2	選	択
	腫瘍機能制御外科学演習	1～2	2	選	択
	病態制御外科学演習	1～2	2	選	択
	悪性腫瘍泌尿器科学演習	1～2	2	選	択
	神経腫瘍学演習	1～2	2	選	択
	小児科学演習	1～2	2	選	択
	周産期脳障害の発症と予防演習	1～2	2	選	択
	神経・運動器・脊椎病態学演習	1～2	2	選	択
	皮膚科学演習	1～2	2	選	択
	聴覚生理・病態学演習	1～2	2	選	択
	顎口腔再建学演習	1～2	2	選	択
	眼科学演習	1～2	2	選	択
	画像診断学演習	1～2	2	選	択
	血管平滑筋反応学演習	1～2	2	選	択
	急性病態解析学演習	1～2	2	選	択
	神経生理学演習	1～2	2	選	択
	慢性糸球体腎炎解析演習	1～2	2	選	択
	薬物動態学演習	1～2	2	選	択
	実験動物学演習	1～2	2	選	択
	蛋白質相互作用解析演習	1～2	2	選	択
	動物比較生体構造学演習	1～2	2	選	択
	動物神経生理学演習	1～2	2	選	択
	内分泌ホルモンの生理・生化学演習	1～2	2	選	択
	生体内水分子輸送学演習	1～2	2	選	択
	細胞障害分子生物学演習	1～2	2	選	択
	比較病理学演習	1～2	2	選	択
	産業動物衛生学演習	1～2	2	選	択
	獣医病原細菌学演習	1～2	2	選	択
	食品由来感染症学演習	1～2	2	選	択
	食品微生物学演習	1～2	2	選	択
	越境性動物感染症学演習	1～2	2	選	択
	獣医循環器画像診断学演習	1～2	2	選	択
	獣医心血管系腫瘍学演習	1～2	2	選	択
	産業動物基礎内科学演習	1～2	2	選	択
	動物臨床栄養学演習	1～2	2	選	択
	獣医肺循環学演習	1～2	2	選	択
	獣医繁殖内分泌学演習	1～2	2	選	択
	放射線基礎獣医学演習	1～2	2	選	択
	獣医神経疾患診断学演習	1～2	2	選	択
	獣医寄生虫学演習	1～2	2	選	択
	獣医機能生化学演習	1～2	2	選	択
	獣医麻醉学演習	1～2	2	選	択
	獣医肝胆道系疾患病態制御演習	1～2	2	選	択
	獣医伝染病学演習	1～2	2	選	択
	生命科学研究	1～2	2	選	択
				8	
高度医療関連技師	神経・運動器・脊椎臨床医学演習	1～2	2	選	択
	眼科疾患学演習	1～2	2	選	択
	神経耳科学的検査法とリハビリテーション	1～2	2	選	択
	顎口腔機能病態学演習	1～2	2	選	択
	血液浄化療法学演習・実習	1～2	2	選	択
	病理診断学演習	1～2	2	選	択
	腫瘍形態学演習・実習	1～2	2	選	択
	医療サービス統計論演習	1～2	1	選	択

・サービスイノベーション人材養成コース	医療サービス知識創造論演習 医療サービスイノベーション演習Ⅰ 医療サービスイノベーション演習Ⅱ 専門技術学研究	1～2 1～2 1～2 1～2		1 1 1	8	選 選 選 必	択 択 択 修
生命倫理コーディネーターコース	生命倫理コーディネーター基礎演習 疫学倫理コーディネーター基礎演習 生殖倫理コーディネーター基礎演習 医療サービスサイエンス基礎演習 動物福祉コーディネーター基礎演習 生命倫理コーディネーター研究	1～2 1～2 1～2 1～2 1～2 1～2		2 2 2 2 2	8	選 選 選 選 選 必	択 択 択 択 択 修

(備考)

【履修方法】

- 「研究基盤共通科目」について、専攻必修の講義として、5科目10単位を履修。  
ただし、生物系以外の学部出身者については基礎細胞生物学を含む6科目12単位を履修。
- 「研究基盤選択共通科目」について、3科目6単位以上を選択履修。ただし、生命科学研究者育成コースの者は医学獣医学総合研究科博士課程の2科目4単位（サイエンスコミュニケーション特論、先端的医学獣医学特論）、生命倫理コーディネーターコースの者は社会環境疫学・医療統計学、医療関連法規2科目4単位を選択すること
- 「研究科目」について、各コースに設定された演習・実習科目の中から3科目6単位以上、研究（8単位）を履修。
- 高度医療関連技師・サービスイノベーション人材養成コースのうち、サービスイノベーション人材の研究指導を受ける者は「研究基盤共通科目」について専攻必修の講義として、5科目10単位を履修。「研究基盤選択共通科目」について、社会環境疫学・医療統計学又は医療関連法規のどちらか1つ及び医療サービス・イノベーション論、医療サービス統計論、医療サービス知識創造論の4科目8単位を履修。「研究科目」について、医療サービス統計論演習、医療サービス知識創造論演習、医療サービスイノベーション演習Ⅰ、医療サービスイノベーション演習Ⅱ及び生命倫理コーディネーターコースの医療サービスサイエンス基礎演習の5科目6単位以上、研究（8単位）を履修。

【修了要件】

修士課程に2年以上在学し、30単位以上（生物系以外の学部出身者及びサービスイノベーション人材の研究指導を受ける者は32単位以上）を修得し、必要な研究指導を受け、かつ本研究科が行う修士論文審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。本専攻を修了した者には、修士（医科学）又は修士（動物医科学）が与えられる。







	ウイルス発癌病態解析学演習	1～4		4		選	択
	病態制御消化器内科学演習	1～4		4		選	択
	腫瘍機能制御外科学演習	1～4		4		選	択
	病態制御外科学演習	1～4		4		選	択
	悪性腫瘍泌尿器科学演習	1～4		4		選	択
	神経腫瘍学演習	1～4		4		選	択
	小児科学演習	1～4		4		選	択
	周産期脳障害の発症と予防演習	1～4		4		選	択
	神経・運動器・脊椎病態学演習	1～4		4		選	択
	皮膚科学演習・実習	1～4		4		選	択
	眼科トランスレーショナルリサーチ演習	1～4		4		選	択
	聴覚生理・病態学演習	1～4		4		選	択
	顎口腔再建外科学演習	1～4		4		選	択
	画像診断学演習	1～4		4		選	択
	血管平滑筋反応学演習	1～4		4		選	択
	急性病態解析学演習	1～4		4		選	択
	神経生理学演習	1～4		4		選	択
	慢性糸球体腎炎解析演習	1～4		4		選	択
	薬物動態学演習	1～4		4		選	択
	実験動物学演習	1～4		4		選	択
	分子生命化学演習	1～4		4		選	択
	免疫生物学演習	1～4		4		選	択
	生理活性ペプチド探索演習	1～4		4		選	択
	蛋白質相互作用解析演習	1～4		4		選	択
特別 研究 科目 ( 獣 医 学 関 係 )	野生動物保護特別演習	1～4		4		選	択
	動物神経生理学演習	1～4		4		選	択
	分子内分泌生理学演習	1～4		4		選	択
	生体内物質輸送学特別演習	1～4		4		選	択
	獣医診断薬理学演習	1～4		4		選	択
	比較病理学演習	1～4		4		選	択
	獣医腫瘍病理学演習	1～4		4		選	択
	動物衛生学演習	1～4		4		選	択
	獣医病原細菌学演習	1～4		4		選	択
	獣医感染病態学演習	1～4		4		選	択
	人獣共通感染症学演習	1～4		4		選	択
	食品微生物学演習	1～4		4		選	択
	獣医循環器画像診断学演習	1～4		4		選	択
	獣医心血管系腫瘍学演習	1～4		4		選	択
	産業動物内科学特別演習	1～4		4		選	択
	動物臨床栄養学演習	1～4		4		選	択
	獣医肺循環学演習	1～4		4		選	択
	獣医繁殖内分泌学特別演習	1～4		4		選	択
	放射線基礎獣医学特別演習	1～4		4		選	択
	獣医神経疾患診断学特別演習	1～4		4		選	択
獣医寄生虫免疫学演習	1～4		4		選	択	
獣医寄生虫病疫学演習	1～4		4		選	択	
獣医機能生化学演習	1～4		4		選	択	
獣医伝染病学演習	1～4		4		選	択	
獣医肝胆道系疾患病態制御学演習	1～4		4		選	択	
研究 指導 科目	論文作成特別研究(研究者育成コース)	1～4		6		必	修
論文 作成	論文作成演習(語学)	2～4		4		自	由

科目						
----	--	--	--	--	--	--

(備考)

【履修方法】

- 「研究基盤科目」について、専攻必修の講義として、10単位取得する。
- 「研究科目」についてコース毎に設定された科目を必修として、2単位取得する。
- 「特別研究科目」について
  - ・「高度臨床医育成コース」は、本コースに設定された科目を8単位以上及び他コースの獣医学関係の科目から4単位以上、合計12単位以上を選択必修として取得する。
  - ・「高度獣医師育成コース」は、本コースに設定された科目を8単位以上及び他コースの医学関係の科目から4単位以上、合計12単位以上を選択必修として取得する。
  - ・「研究者育成コース」は、本コースに設定された科目のうち専任教員との協議の上、選択した学位の分野（医学関係又は獣医学関係）の科目から8単位以上、選択した学位の分野以外の科目から4単位以上、合計12単位以上を選択必修として取得する。ただし、選択した学位の分野以外の科目から取得する単位は、他コースに設定された科目からの取得も可能とする。
- 「研究指導科目」について、コース毎に設定された科目を必修として、6単位取得する。

【修了要件】

当該課程に4年以上在学し、研究科が定めた所定の単位（30単位以上）を修得し、必要な研究指導を受け、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。